

生活困窮者自立支援制度 就労訓練事業のご案内

平成27年4月から始まった生活困窮者自立支援制度は、生活に困窮している人に包括的な支援を提供し、その人に応じた自立の促進を図っています。その支援の一つに、



就労訓練事業 という仕組みがあります。

生活困窮者の状況に応じた支援付きの働く場を提供するこの事業、事業所の皆さまにとっても、貴重な人材だと思える人がきっと見つかるはずです。

就労訓練事業とは？

すぐに一般就労することが難しい方のために、その方に合った柔軟な働き方ができる場所を提供しながら、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施します。

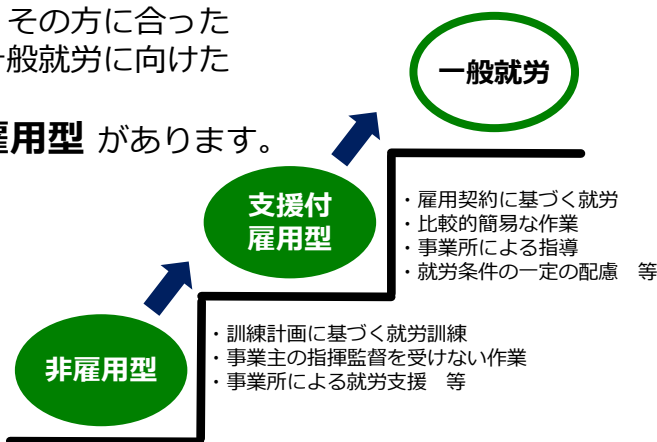
就労訓練の形態には、**非雇用型** と **支援付雇用型** があります。

●非雇用型

雇用契約を締結せず、訓練として就労を体験する形態

●支援付雇用型

雇用契約を締結した上で支援付きの就労を行う形態



対象者はどんな人？

離職期間が長い方、ひきこもりだった方、働くことに自信を失ってしまった方、精神疾患のある方、ご家族の介護などで短時間から働くことを希望している方など、すぐに一般企業等で働くことが難しい事情のある方が対象です。

具体的にどのような支援をするの？

例えば、毎日の就労が難しい、体調の変化で時々休んでしまうという方に対しては、他の従業員の理解を求めつつ、就労日数や一日の就労時間を少なくし、その方が休んだときの仕事のカバーをするなど配慮をお願いします。

また、集中力が必要な複雑な仕事がまだできないという方に対しては、他の従業員の方が行っている業務から、その方に合った業務を切り出して、一人分の仕事の提供をお願いします。

＜お問い合わせ先＞

相模原市健康福祉局生活福祉部生活福祉課

☎042-707-7021

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 市役所本館5階



事業を開始するまでの流れ

- 就労訓練事業を行うためには、事業所の所在地を管轄する都道府県知事の認定が必要です。
※事業所が指定都市及び中核市にある場合は、指定都市又は中核市の長の認定が必要。
- 認定申請を行う際は、申請書に所定の書類を添付して自治体に提出します。
申請後の流れは次の通り。尚、申請の詳細は管轄の自治体までお問い合わせください。

申請

審査

認定

自立相談支援機関からの
あっせん

事業
開始

認定基準の内容

認定基準（生活困窮者自立支援法施行規則で規定）の内容は以下のとおりです。

（1）就労訓練事業者に関する要件

- ①法人格を有すること。
- ②就労訓練事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること。
- ③自立支援相談機関のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること。
- ④就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。
- ⑤次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア.生活困窮者自立支援法その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - イ.就労訓練事業の認定の取り消しを受け、当該取り消しの日から起算して5年を経過しない者
 - ウ.暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」）がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者 等

（2）就労等の支援に関する要件

- 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労等の支援のため、次に掲げる措置を講じること。
- ①次の②に掲げる就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置に係る責任者を配置すること。
- ②就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。
 - ア.就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する計画を策定すること。
 - イ.就労訓練事業を利用する生活困窮者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと。
 - ウ.自立相談支援機関その他の関係者と連絡調整を行うこと。
 - エ.アからウまでに掲げるもののほか、就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する支援について必要な措置を講じること。

（3）安全衛生に関する要件

- 非雇用型の利用者の安全衛生その他の作業要件について、労働基準法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いをすること。

（4）災害補償に関する要件

- 非雇用型の利用者が就労訓練事業において災害を被った場合の補償のために、必要な措置を講じること。

上記以外の就労訓練事業者が遵守すべき事項を定めている『生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン』もございますので、ご確認をお願いいたします。